

行 経 第 49 号
令和 7 年 11 月 13 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日 通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日 通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日 通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日 通知（件数） ※（）は累計数
R2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17（31）	1（32）	—（32）	—（32）
			措置を要しない理由のあるもの	3	—（3）	—（3）	—（3）	—（3）
			対応中	20	3	2	2	2
		意見 24件	措置済み	4	3（7）	1（8）	1（9）	1（10）
			措置を要しない理由のあるもの	2	—（2）	—（2）	—（2）	—（2）
			対応中	18	15	14	13	12
R3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み	16	6（22）	1（23）	3（26）	
			措置を要しない理由のあるもの	1	—（1）	—（1）	—（1）	
			対応中	11	5	4	1	
		意見 25件	措置済み	9	5（14）	2（16）	1（17）	
			措置を要しない理由のあるもの	1	—（1）	—（1）	—（1）	
			対応中	15	10	8	7	

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R4年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16件	措置済み			5	6（11）	2（13）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	—
			対応中			11	5	3
		意見 26件	措置済み			2	8（10）	9（19）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—	2
			対応中			24	16	5
R5年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6件	措置済み				3	3（6）
			措置を要しない理由のあるもの				—	—
			対応中				3	—
		意見 10件	措置済み				3	4（7）
			措置を要しない理由のあるもの				1	—（1）
			対応中				6	2

監査実施年度	テーマ	指摘等の件数	対応状況					
			区分	R4年3月2日通知（件数） ※（）は累計数	R5年3月20日通知（件数） ※（）は累計数	R6年3月19日通知（件数） ※（）は累計数	R6年11月22日通知（件数） ※（）は累計数	R7年11月13日通知（件数） ※（）は累計数
R6年度	教育委員会における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 58件	措置済み					54
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					2
		意見 20件	措置済み					11
			措置を要しない理由のあるもの					2
			対応中					7

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		生活環境部 環境保全課
報告書ページ	118	区別 の番号	指摘事項 意見	
<p>事業リスクを理解して対応すべきこと</p> <p>吉沢町・住吉町調整池にて実施されている太陽光発電事業においては、使用料のみならず事業遂行能力等を総合的に勘案して、太陽光発電事業者である㈱ウエストエネルギー・ソリューションが応札し、「水戸市市有財産の貸付けによる太陽光発電事業協定書」を締結している。</p> <p>その後、太陽光発電事業を担う事業主体は㈱ウエストエネルギー・ソリューションが設立した特別目的会社である㈱フロートソーラー水戸に変更しており、公有財産賃貸借契約は㈱フロートソーラー水戸と水戸市の間で締結されている。</p> <p>その際、㈱ウエストエネルギー・ソリューションは㈱フロートソーラー水戸に事業の権利義務等を移転すべく、水戸市に対し「権利義務等の譲渡承諾依頼書」を提出し、水戸市は承諾している。</p> <p>このような手続自体は太陽光発電事業において全国的に事例も多く、一般的であるといえる。しかし、㈱ウエストエネルギー・ソリューションが㈱フロートソーラー水戸の事業責任や事業のリスク等について保証行為を行っていない。そのため、太陽光発電事業の事業責任や事業のリスク等について㈱フロートソーラー水戸にて完結し、応札した㈱ウエストエネルギー・ソリューションまで及んでいない。水戸市は㈱フロートソーラー水戸ではなく、㈱ウエストエネルギー・ソリューションの実績や信頼等を評価している。仮に太陽光事業の収支悪化に伴い㈱フロートソーラー水戸が破綻した場合の解体撤去責任等が契約上の義務として㈱ウエストエネルギー・ソリューションまで及ばないリスクがあり、水戸市が不測の損害を被る可能性がある。</p> <p>水戸市が不測の損害を被ることを避けるべく、㈱ウエストエネルギー・ソリューションが㈱フロートソーラー水戸の事業責任や事業のリスク等について保証する契約を締結することを検討すべきである。</p> <p>また、双葉台第2調整池における太陽光発電事業においても同様の状況にある。すなわち㈱スマートテックが太陽光発電事業に応札したところ、㈱スマートテックが設立した特別目的会社である水戸グリーンエネ</p>				

	<p>ルギー（同）に事業の権利義務等を移転させている。そのため、水戸グリーンエネルギー（同）の事業責任や事業のリスク等について株スマートテックが保証する契約を締結することを検討すべきである。</p> <p>また、上記2件については、応札企業が事業主体となった特別目的会社に権利義務等が譲渡されており、事業者は特別目的会社になっている。ところが「水戸市市有財産の貸付けによる太陽光発電事業協定書」における協定当事者は変更がされておらず、当該協定書が実態を反映していない。そのため、「水戸市市有財産の貸付けによる太陽光発電事業協定書」における協定当事者に事業者である特別目的会社を追加、変更することが必要である。</p>
講じた措置の内容等	<p>事業リスクに係る対応として、吉沢町・住吉町調整池での太陽光発電事業について、令和6年10月17日に株ウエストエネルギー・ソリューション（以下「ウエスト」とする。）より確認書を徴取し、当該協定に基づく公有財産賃貸借契約において株フロートソーラー水戸が担う太陽光発電設備の管理、賃貸借料の支払い、原状回復についてウエストが適切な履行を指導し、万一履行がない場合には、ウエストが自ら適切に履行する旨確認した。</p> <p>同じく双葉台第2調整池での事業についても、令和4年3月1日に株スマートテックより確認書を徴取し、同様に水戸グリーンエネルギー合同会社が担う同種債務の履行がない場合には、株スマートテックが自ら適切に履行する旨確認している。</p> <p>当該2件の確認書には、現公有財産賃貸借契約に基づく賃借料支払い及び原状回復が終了するまで、確認事項が効力を有すると定めており、当該契約期間が当初協定の終期までとなっていることから、協定期間に内に不履行が生じた場合の保証が確保され、当該2件について事業リスクへの対応は完了した。</p> <p>また、協定への追加・変更については、内容ではなく当事者の変更は難しく、かつ当該協定はプロポーザル公募を経て締結されていることから、事業実施中の物件について新たにプロポーザル公募を行うことは困難である。</p> <p>このため、今後の対応として、新たな協定を太陽光発電事業者と締結する際には、事業の譲渡等が発生する場合において、賃貸借契約のみならず、協定当事者の地位についても同時に承継がなされるよう、プロポーザル公募の内容及び協定書に明記して対応することとする。</p>